事 務 連 絡

令和5年1月18日

保護者　様

富士宮市保健福祉部子ども未来課長

インフルエンザ罹患証明書に係る取扱の変更について

　日頃より当市の教育・保育行政につきまして、御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

昨年12月になって新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ同時検査キットが販売されました。

つきましては、自己検査によってインフルエンザの陽性が判明した場合で、医療機関による罹患証明書の記載が行われないときに、医療機関に代わり保護者が医療機関記入欄を記載することを可能とする取扱を追加いたします。

このことは、医療機関で適切な治療や検査などを受けることを妨げるものではありません。また、陽性判明後、登園可能になるまでの体温計測等の健康観察に変更はありませんので、引き続き、感染拡大の防止に御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

記

１　変　更　点　　自己検査キットによるインフルエンザ陽性が判明した場合で、医療機関による罹患証明書の記載が行われないとき、医療機関記入欄を保護者が記載することを可能とする。

※　医師の判断により検査を行う場合は医療機関で記載。

２　新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ同時検査キットの注意点

　　　　　　　　　「第１類医薬品」または「体外診断用医薬品」と記載されているもの（厚生労働省のウェブサイトで確認できます）を使用してください。

３　記載の仕方

（１）診　　　断：「その他」にチェック

（２）症状出現日：インフルエンザを疑う症状が出現した日

（医師による判断が得られた場合はその日）

（３）診　断　日：検査キットによる陽性が判明した日

（４）医療機関名：「検査キット」

（５）医師氏名又は代表者氏名：保護者氏名

（参考）

<http://www.city.fujinomiya.lg.jp/citizen/visuf80000022jlj.html>

担当　子ども未来課保育係

電話　0544-22-1147